

令和8年5月20日

鈴鹿市議会議長  
野間 芳実 様

ハラスメント対策検討特別委員会

委員長 山中 智博

## 委員会行政視察報告書

下記のとおり実施いたしましたので報告いたします。

### 記

- 1 実施日  
令和8年4月23日：大阪府大阪市  
4月24日：兵庫県加西市
- 2 参加者氏名  
委員長 山中 智博  
副委員長 船間 涼子  
委員 加藤 公友  
委員 高橋 さつき  
委員 南条 雄士  
委員 藪田 啓介  
委員 宮木 健  
随 行 伊藤 大也
- 3 視察先及び事項  
大阪府大阪市：大阪市会ハラスメント防止条例について  
兵庫県加西市：加西市議会ハラスメント防止条例について
- 4 視察報告  
(1) 大阪市：大阪市会ハラスメント防止条例について  
大阪市は大阪平野のほぼ中央に位置しており、面積は225.34㎢、人口は約270万人の政令指定都市である。  
ア 条例制定の背景について  
これまで大阪市会ではハラスメントがあった事例はないが、時代の要請を感じたある会派から条例案を出したいという声があり、令和6年3月27日に議員提出

議案として条例案が提出され、全会一致で可決された。

条例案作成の中心となった議員は、大阪府議会及び福岡県議会の条例を参考に大阪市会ハラスメント防止条例を作成したいとの意向を持っており、そのため両議会の条例をベースに条例案を作成した。

#### イ 対象範囲について

条例第3条に規定されており、議員によるハラスメントに対して大阪市職員及び大阪市会議員が申し立てすることができる体制を整えている。なお、議員が加害者であることが絶対条件となっている。

#### ウ 業者選定について

大阪府議会や福岡県議会は民間のハラスメント専用のコールセンターに業務委託し、相談員は公認心理師や臨床心理師であった。一方で、当時相談していた弁護士からは、議員対応の場合は、公認心理士よりもハラスメント知見や法的知識を持つ者が望ましいと助言があり、大阪弁護士会と相談員業務に係る協定書を締結した。

#### エ 相談窓口の詳細

協定書は、弁護士を毎年紹介してもらう内容であり、令和7年度は7名の弁護士が紹介されている。7名の弁護士は当番制で、それぞれ担当月が決まっており約半数は女性弁護士である。

相談・調査は1時間当たり2万円で、弁護士と業務委託契約している。相談者は、市会事務局に連絡し、当番弁護士から折り返し連絡することになっている。また、相談のみの場合は、匿名で相談することが可能である。相談があった場合、弁護士から議長へ問い合わせがあった旨の報告は行うが、内容の詳細は記載しないことになっている。

#### オ 相談窓口の運用について

条例は可決されたものの運用等の準備は整っておらず、議長が条例施行日を定めることとし、約9か月の準備期間を設けたとのこと。施行規定や運用方法を整備し、令和6年12月1日付けで相談窓口を設置している。

#### カ 弁護士等の外部相談窓口を導入した理由

市会事務局職員が調査を行うと、日常的に議員と関係しているため客観的な調査が困難となることが想定される。一方、弁護士は専門的な知識やハラスメント判断のための材料を用意でき、個人情報管理も厳格に行われるため、弁護士を相談員にすることが適切と判断された。

#### キ 相談窓口の予算

令和7年度の予算は、相談・調査1時間当たり2万円と弁護士の人数7名分で計算し、462万としている。単価契約であり、令和7年度は事案発生がなかったため、決算額はゼロとなっている。

#### ク 調査の流れ

調査を行う場合、まず相談員が議長に調査開始の承認を求める必要がある。この段階で相談内容は議長に伝わるが、相談者の身元は相談員のみが把握し、議長

は知らされないことになっている。

議長が調査の必要性を承認すると、相談員が複数体制で調査を実施することになる。関係者や被申立人への聞き取り調査を行い、その結果を議長に報告する。ここで初めて申立人・被申立人の身元が議長に知らされることになる。

このように、個人情報や早期に議会が知ること、議会側に責任が発生するため、調査結果の報告までは、個人情報は相談員が管理する制度としている。

#### ケ 被害防止措置及び公表について

議長が被害防止措置の必要があると判断した場合、ハラスメント審査会で審議することになる。審査会は議長、副議長、市会運営委員会所属各会派から推薦された議員2名で構成されている。

被害防止措置は注意喚起、中止の求め、勧告の3つの区分に分かれており、審査会で決定する。また、不服がないよう被申立人の意見陳述や弁明の機会も設けている。

第三者である弁護士が調査をし、審査会での審議を行うなど、客観的に判断できる設計になっており、ハラスメントかどうかの最終判断は議長が行うことになっている。

また、被申立人が被害防止措置に応じない場合は、審査会での協議を経て、被申立人の氏名、相談内容、調査結果等を公表することが可能である。また、弁護士からはホームページに掲載した場合、被申立人から名誉毀損で議会が訴えられる可能性があるため、公表の範囲については慎重に検討すべきという助言があったとのこと。

#### コ 研修について

令和7年9月18日に大阪弁護士会から弁護士1名を招き、「より良い議会運営を目指して」というテーマで、大阪市議員と市会事務局職員を対象に約90分の研修を議場で実施した。研修を実施する頻度は定めていないが、任期中に1回以上はしたいと事務局は考えている。また、例えばハラスメント事案が発生した場合には、議長より、研修実施の指示があると考えている。

#### サ 条例制定による効果

大阪市会ハラスメント防止条例はあくまでハラスメントの防止を目的としている。条例施行後1年以上経過しているが、まだ相談がないことから議員一人一人が、この条例の制定をきっかけにハラスメントに対する認識を高めていると考えられる。また、条例を制定したことによって一定効果があると感じているとのこと。

#### シ 課題について

- ・研修の頻度が定められていないことから、研修開催回数を要綱等で定めることが望ましい。
- ・調査期間が長期間に及ぶ可能性があるため、調査期間の上限設定が必要。
- ・ハラスメント審査会の採決方法について規定がないため、採決方式の明確化が必要。

・相談者が相談する場合、市会事務局は相談者の個人情報を知り得てしまうため、例えばフリーメールアドレスを設置し、当番弁護士に転送されるシステムを作れないかを検討している。

## (2) 加西市：加西市議会ハラスメント防止条例について

加西市は、播磨平野の中央に位置しており、面積は 150.22 km<sup>2</sup>、人口は約 4 万人の市である。

### ア 条例制定の背景について

兵庫県内で先行してハラスメント防止条例を制定した市町村があり、条例制定に向けて準備をしていたところ、令和 5 年 11 月に市議会議員が職員に対してハラスメントを行った事案が発生した。これを受けて令和 6 年 1 月に議会運営委員会においてハラスメント防止条例の制定に向けて議論を開始し、6 回の会議を経て、令和 6 年 6 月 5 日に委員会提出議案として条例案が提出され、全会一致で可決された。

ハラスメント防止条例を制定する目的として、議員の意識改革によるハラスメントの未然防止と抑止効果をねらいとしている。

### イ 対象範囲について

第 1 条に規定されており、議員から議員及び議員から職員に対するハラスメントを対象としている。一般的な力関係として議員が職員より上位にあると考え、まず議員自身がハラスメントを行わないことを重視して対象を設定した。

### ウ 対象の職員について

第 2 条に規定されており、一般職職員、特別職職員、会計年度任用職員のほか、派遣労働者や業務委託先の職員も、職員の定義に含んでいる。

### エ 相談窓口について

第 4 条に規定されており、議会事務局に相談窓口を設置している。相談受付は、議会事務局長が行うことを想定しているが、条例制定後にハラスメントが発生していないため、相談を受け付けた事案はない。また、専用の電話番号は設けていないが、電話、メール、チャットツールなど多様な相談方法を用意している。

### オ 事実関係の調査の流れ

ハラスメント相談窓口に通報があった場合、議会事務局で内容を整理のうえ、議長へ報告を行い、議長は内容を確認のうえ、ハラスメント審査会を設置する。

ハラスメント審査会は議長や当事者を除く議員の中から、議長が指名する 5 名でハラスメント審査会を構成し、事実関係の調査及び確認、ハラスメントに係る対応を協議する。また、必要に応じて関係者から意見聴取や、外部の有識者である第三者からの意見聴取を議長に要請することもできる。

その後、ハラスメント審査会の会議経過及び結果を議長に報告する。

なお、第三者への意見聴取の必要性についての基準、第三者の選定、費用負担、調査体制などの運用ルールはまだ定められていないとのこと。また、公平性の担保のため、事実確認は主観を排除するため、事案に応じて複数人で聞き取りを行

うこととしている。

#### カ 防止措置及び公表について

ハラスメント審査会でハラスメントの事実が認められた場合、加害議員の氏名及び事案の公表を行うこととしている。加害議員の氏名等を速やかに公表する理由は、抑止効果を狙ったとのこと。また、議長にハラスメントの再発防止のため、指導、助言、注意等の措置をとることが求められているが、具体的な措置内容は議長の裁量に委ねられている。

#### キ 研修について

これまでに3回の研修を実施している。1回目は令和6年2月15日に条例を制定する過程で「議員によるハラスメントの防止」をテーマに行われた。

2回目は令和6年7月30日に全国市議会議長会作成の「地方議会議員のためのハラスメント防止講座」動画を視聴した。3回目は令和7年5月26日に「ハラスメント防止研修～議員と職員の良い関係づくりのために」というテーマで、自分ごととしてとらえてもらえやすいようにグループワーク中心の研修を実施した。今後もハラスメントに対する理解を深めるために毎年1回は研修を実施していく予定である。

#### ク 条例制定による効果

条例制定後にハラスメント事案と認定される事案は発生していないことから、条例制定による一定の抑止効果はあると考えられる。また、ハラスメント防止研修を継続的に実施していることから、ハラスメントに対する意識は高まっているものの、長年醸成されてきた意識は一朝一夕には変えることは困難であり、継続してハラスメント研修を実施することが重要だと考えている。

## 5 所感

大阪市では、相談業務を外部の弁護士事務所に業務委託しており、専門的な知見から相談を受けられるものの、相談する場合は市会事務局を通す必要があるため、匿名性に課題があると感じた。

また、ハラスメントの最終判断は議長が行うため、議長の責任が重くなり、恣意的になる可能性も懸念される。

条例制定後、運用などの検討に約9か月を要しているため、本市議会においても条例を制定するだけでなく、運用面についても十分に検討していく必要がある。

加西市では、相談窓口を議会事務局に設置し、議会事務局長が相談を担当している。また、相談できる職員の範囲を派遣社員や委託業者の職員まで含めていることが特徴である。事実関係の調査やハラスメントの判断はハラスメント審査会が行うが、運用についてはまだ具体的には決まっていないため、実際にハラスメントが発生した際に適切に対応できるか懸念される。

両市ともに条例施行後、相談及びハラスメント案件もないとのことで、条例施行には一定の効果があったと考えられる。

## 6 視察写真

### (1) 大阪市会



### (2) 加西市議会



以上、視察報告とする。